

# 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

## ①住民税非課税世帯への給付金(確認漏れにご注意ください)

2月16日付で送付した「確認書」をお持ちのかたは、内容をご確認いただき、該当する場合は5月16日(月)までに確認書の返送をお願いします。

期限までに返送がないかたは、給付金の受け取りを辞退したものとみなしますので、ご注意ください。

## ②家計急変世帯への給付金

収入のわかる書類など必要書類を添付のうえ、9月30日(金)までに申請してください。

申請書は福祉課で配付しています。また町ホームページからもダウンロードできます。

※家計急変世帯とは住民税が課税のかたで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月から令和4年9月までの間で家計が急変し、世帯員それぞれの1年間の収入見込額が住民税非課税水準に相当する額以下となる世帯。

**問合せ** 福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233

## 町税の減免・納税の猶予の制度

特別な事情により町税を納めることが困難な場合に、その事情に応じて減免や納税が猶予される制度があります。詳しくは税務課までお問い合わせください。

なお、減免を受けようとするかたは納期限までに申請する必要があります。

税目	要件
個人住民税	<ul style="list-style-type: none"><li>生活保護を受けている場合</li><li>学生、生徒の場合</li><li>失業その他の事由により生活が著しく困難な場合</li><li>被災した場合</li></ul>
法人町民税	<ul style="list-style-type: none"><li>収益事業を行わないNPO法人、公益法人など</li></ul>
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"><li>生活保護を受けている場合</li><li>被災した場合</li></ul>
軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"><li>生活保護を受けている場合</li><li>国や地方公共団体から財政的援助を受ける公益法人、社会福祉法人など</li><li>構造が身体障がい者などの利用のためのもの(車いす移動車やリフト付き特別仕様車など)</li><li>障がい者のために使用する車両で、一定の要件に該当する場合</li></ul>
国民健康保険税	<ul style="list-style-type: none"><li>生活保護を受けている場合</li><li>貧困などにより生活が著しく困難な場合</li><li>被災した場合</li></ul>

### 軽自動車税の減免(障がい者減免)について

対象	障がい者 または 障がい者と生計を同一にする家族
申請期間	納税通知書が届いてから納期限(5月31日(火))まで
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"><li>○印鑑</li><li>○納税通知書</li><li>○減免を申請する車両の車検証</li><li>○運転者の運転免許証</li><li>○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳 のいずれか</li></ul>

▼既に減免を受けているかたで申請内容に変更がない場合は、自動的に減免が継続されます。

▼減免は、障がい者1人につき軽自動車1台に限ります。

※普通自動車税の減免を受けている場合、減免は認められません。

▼障害の内容や程度により減免とならない場合があります。

**問合せ** 税務課 課税担当・収納担当 ☎62-1461